

「かわさきイベントアプリ」の情報登録に係る民間利用規約

平成29年3月14日 制定

平成29年4月14日 改正

平成29年6月 7日 改正

令和 7年6月12日 改正

「かわさきイベントアプリ」の情報登録に係る民間利用規約（以下「本利用規約」という。）は、川崎市（以下「本市」という。）が提供する「かわさきイベントアプリ」（以下「本アプリ」という。）に掲載するイベント情報の登録に関し必要な事項を定める。

第1条 目的

本アプリはスマートフォンを利用して、川崎市民又は川崎市域を対象として実施される各種イベント情報を行政、民間等の隔てなく、また、イベント規模の大小にかかわらず、地域情報として一元的に発信できる環境を提供することで、市民等の情報入手機会を増やし、イベントへの参加を促進することを目的とする。

第2条 情報登録者

- 1 本アプリに情報を登録することができるもの（以下「情報登録者」という。）は、次に掲げる法人その他の団体（以下「団体」という。）とする。
 - （1） 自ら主催するイベント情報を本アプリへ登録するため、本市へ情報登録の権限付与に係る申請を行い、その承認を受けて必要な権限を付与された団体
 - （2） 第三者が主催するイベント情報の収集・広報を業務として行い、収集したイベント情報を本アプリへ登録するため、本市へ情報登録の権限付与に係る申請を行い、その承認を受けて必要な権限を付与された団体
- 2 前項の情報登録者は、「川崎市広告掲載基準」第3条第1項各号に掲げる業種又は業者ではない団体とする。ただし、本市が特に認める場合はこの限りではない。

第3条 情報登録権限付与に係る申請及びその処理

前条第1項各号における情報登録の権限付与に係る申請は、本市WEBサイトに掲載するフォームを経由して行う。なお、申請に対する承認可否は、前条第2項及び第6条各項を踏まえ、申請内容を精査の上、本市が判断し決定するものとし、その結果を申請者に通知するものとする。

第4条 情報登録権限付与に係る申請情報及びその取扱い

- 1 前条の申請に含まれる情報は次のとおりとする。
 - (1) 団体の名称
 - (2) 団体の所在地
 - (3) 団体の代表電話番号
 - (4) 代表者及び担当者名
 - (5) 連絡先電話番号
 - (6) 申請者の電子メールアドレス
 - (7) 情報登録の趣旨・目的、関連URL等
 - (8) その他本市が必要と判断する情報
- 2 本市は、当該情報を申請に対する承認可否の判断のほか、第7条第3項及び第10条の処理に利用することができる。
- 3 本条第1項で規定する団体の名称については、本市WEBサイトに一覧として公開することができる。

第5条 登録可能情報

- 1 本アプリに登録できる情報の区分は、「学び・講座」、「体感・体験」、「遊び」、「コミュニティ・交流」、「音楽」、「文化・芸術」、「スポーツ」、「子ども・子育て」、「健康・福祉」、「環境・自然」、「防災・防犯」、「生き物」、「ボランティア」、「観光」、「祭り」、「食」、「買い物（物産展、フリーマーケット等）」、「生活」、「仕事・ビジネス」とする。
- 2 本アプリに登録できるイベントの条件は、次のとおりとする。
 - (1) 川崎市民が無償又は有償で自由に参加できるもの
 - (2) 原則として、連続開催期間が2週間程度までのもの（本市が特に認める場合を除く）
 - (3) 本アプリに登録された情報が第7条第1項で規定する二次利用可能な情報として活用できるもの
- 3 本アプリにおいて登録できる対象イベントは、次のとおりとする。
 - (1) 期間限定で行う行事、催し物、興行等
 - (2) 週次、月次等で定期的に行う講座等
 - (3) 公共施設（指定管理施設を含む）で行われる行事、催し物、興行等
 - (4) 国、神奈川県、市が主催・共催・後援する行事、催し物、興行等

- (5) スポーツ、文化、音楽、芸術等の体験イベント
- (6) 社会人サークルの参加体験
- (7) 学校、教育施設等で行われる体育祭、文化祭等の行事等であって、施設管理者及び主催者が登録を希望するもの
- (8) 市の公営事業及び宝くじに関するもの
- (9) その他、本市が特に認めるもの

第6条 登録禁止情報等

本アプリへの登録を禁止するイベント及び情報は次のとおりとする。

- 1 キャンペーンや特定の商品の宣伝情報等で、前条に規定する以外のもの
- 2 特定の同日同時刻及び同一の場所において登録済のもの
- 3 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの
- 4 著作権侵害、名誉毀損、業務妨害等、他者の権利を侵害するもの
- 5 特定の個人を識別できるもの
- 6 犯罪行為又はそれに結び付くおそれのあるもの
- 7 責任や連絡の所在が不明確なもの
- 8 公序良俗に反する又は社会的に不適切と解されるもの
- 9 他者を誹謗・中傷又は差別と解されるもの
- 10 公職選挙法に抵触する行為又はそれと解されるもの
- 11 政治団体等の勧誘又はそれに類するもの
- 12 宗教団体等の勧誘又はそれに類するもの
- 13 法令等に違反するもの
- 14 市域の市民生活や経済活動に混乱を生じさせるおそれがあると見込まれるもの
- 15 特定の意思や思想を主張又は表現するもの
- 16 物品の販売を目的としたもの（前条第3項第4号に掲げるものを除く。）
- 17 会員限定等、参加条件に制約があるもの（イベントの性質により、年齢制限や性別の限定に必然性が認められる場合を除く。）
- 18 年間を通じて継続的に行われるもの
- 19 その他、本市が不適当と判断するもの

第7条 登録された情報の取扱い

- 1 本アプリに登録されたイベント情報の内、掲載画像を除く文字情報は二次利用可能な情報（オープンデータ）として、本市 WEB サイト等への公開により、第三者への提供

を行うこととする。第2条第2項で定める情報登録者は情報登録に当たり、イベント主催者へ二次利用についての許諾を得ることとする。

- 2 本アプリに登録されたイベント情報に変更があった場合、情報登録者は速やかに登録情報の修正を行うこととする。
- 3 本アプリに登録されたイベント情報のうち、本市が必要と認めたものについては、本市の判断により情報登録者への確認を行うことなく変更することができる。
- 4 本アプリに登録されたイベント情報のうち、前条各項に該当するものについては、本市の判断により情報登録者への確認を行うことなく削除することができる。

第8条 情報登録者の責務

情報登録者は本アプリへのイベント情報の登録に当たり、次の規定を遵守しなければならない。

- 1 付与された権限を適切に管理すること。
- 2 登録情報の正確性を確保すること。
- 3 セキュリティ対策を適切に行うこと。
- 4 定期的に自らの登録情報を確認し、情報の改ざん防止に努めること。不正アクセス等による情報登録・改ざんが確認された場合には、速やかに本市に連絡し、その指示を仰ぐこと。

第9条 禁止行為

本アプリへの情報登録に当たって、以下の行為を行ってはならない。

- 1 情報登録者権限の付与の申請に当たり虚偽の申請を行う行為
- 2 情報登録者権限の付与の申請に当たり他者になりすまして申請を行う行為
- 3 本アプリの情報登録に当たり虚偽の情報登録を行う行為
- 4 本アプリの情報登録に当たり他者になりすまして情報登録を行う行為
- 5 情報登録者権限を第三者に譲り渡す行為
- 6 第6条に掲げる登録禁止情報等を登録する行為

第10条 権限の制限及び取消

本市は、情報登録者が本利用規約に違反した場合又は情報登録者として本市が相応しくないと判断した場合、情報登録者へ付与した権限を制限又は取り消すことができる。

第11条 情報登録機能の停止

本市は、次のいずれかの事由があると判断した場合、情報登録者へ事前に通知すること

なく、本アプリへの情報登録機能の提供を停止又は中断することができる。

- 1 本アプリに係るサーバ等の保守点検又はシステムの更新を行う場合
- 2 地震、落雷、火災、停電、その他天災等の不可抗力により、本アプリへの情報登録機能の提供が困難となった場合
- 3 本アプリに係るサーバ又はそのネットワークが事故により停止した場合
- 4 その他、本市が本アプリへの情報登録機能の提供が困難と判断した場合

第 12 条 情報の収集

本市は本アプリへの情報登録に係る各種情報を収集し、第 7 条第 3 項及び第 10 条の処理に活用するほか、本市の各種施策に利用することができる。なお、本条における収集情報には個人情報を含まないものとする。

第 13 条 免責事項

- 1 本アプリの利用に際して、情報登録者及び第三者が被ったいかなる不利益又は損害について、その理由に因らず、本市は一切の責任を負わないものとする。
- 2 情報登録者が掲載した情報によって本市が損害を被った場合は、当該情報登録者がこれを補償するものとする。

第 14 条 本利用規約の変更

本市は、必要に応じて、情報登録者へ事前に通知することなく本利用規約を変更することができる。

第 15 条 その他

- 1 情報登録者は本利用規約のほか、本アプリの利用規約も併せて遵守しなければならない。
- 2 本利用規約の解釈、適用に当たっては、日本国の国内法を準拠法とする。
- 3 本市と情報登録者との間で生じた紛争については、相互で誠実に対応し解決に努めることとする。
- 4 前項により解決が図られず、司法の判断を求める場合には、日本国横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とし、必要な手続を行うこととする。